

平成22年6月18日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (9名)	1番 松田俊和 2番 原慎和彦 3番 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡光廣 10番 吉富隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町長 武廣勇平 教育長 吉田茂 会計管理者 鶴田直輝 総務課長 池田豪文 企画課長 北島徹 税務課長 白濱博己 住民課長 福島日出夫 健康増進課長 川原源弘 福祉課長 岡義行 建設課長 江崎文男 産業商工課長兼 渡邊昭秋 教育次長兼 鶴田良弘 農業委員会事務局長 生涯学習課長 教育課長兼 文化課長 原田大介 子ども安全課長 大隈忠義
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 小野清人 議会事務局係長 石橋英次

議事日程 平成22年6月18日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 請願第2号 井手口地区駐車場整備について
- 日程第2 意見書案第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）について
- 日程第3 委員長報告第3号
請願第1号 大字堤地区への火災時等緊急サイレン設備の設置について
- 日程第4 委員長報告第4号
佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会調査報告について
- 日程第5 討論・採決
- 日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第7 議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の継続調査の件について

午前9時29分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 請願第2号

議長（吉富 隆君）

日程第1 請願第2号 井手口地区駐車場整備について、これを議題といたします。

これから紹介議員より説明をお願いいたします。

8番（伊東盛雄君）

皆さんおはようございます。

請願第2号

請 願 書

井手口地区駐車場整備について

紹介議員 伊 東 盛 雄

井手口地区の振興につきましては、平素より御配慮賜り感謝申し上げます。

さて、井手口地区では、地区住民の活動も活発で、協力して頂いている次第でございます。公民館や公園も大いに利用されていますが、何しろ駐車場がないために路上駐車も見受けられます。

このため、交通の妨げや事故のおそれがありますので、旧中の尾団地し尿処理場跡地を駐車場として活用させて頂きたく、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

平成22年5月12日

上峰町議会議長 吉 富 隆 様

井手口区長 佐 野 正 利

井手口会計 白 濱 正 行

評 議 員 藤 野 禎 一

” 飯 干 忠

” 吉 丸 重 信

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、お諮りをいたします。

質疑の途中ですが、ただいまの請願第2号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることとしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 意見書案第1号

議長（吉富 隆君）

日程第2 意見書案第1号 教育予算の拡充を求める意見書（案）、これから提出者より説明をお願いいたします。

7番（井上正宣君）

皆さんおはようございます。

意見書案第1号

上峰町議会議長 吉 富 隆 様

提出者

上峰町議会議員 井 上 正 宣

教育予算の拡充を求める意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年6月18日 提出

内容はただいまから読み上げます。

教育予算の拡充を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要である。国レベルでは、政権の交代により文部科学省予算については、過去30年で最高の伸び率となる5.9%が増額された。高等学校の授業料無償化が予算化されるなど、教育予算拡充への改善の兆しが見え始めている。

しかしながら、地方自治体においては義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教育予算を確保することは困難となっている。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など教育条件の自治体間格差が広がっている。

さらに、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながっている。

このような自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があることから、下記の事項の実現について強く要望をする。

記

1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級の実現などの新たな教職員定数改善計画を実施すること。
2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国負担率2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。
3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策など、教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 教職員の人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月18日

佐賀県 上峰町議会

内閣総理大臣 菅 直 人 様
衆議院議長 横 路 孝 弘 様
参議院議長 江 田 五 月 様
総務大臣 原 口 一 博 様

財務大臣 野田佳彦様
文部科学大臣 川端達夫様

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案に賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第3 委員長報告 報告第3号

議長（吉富 隆君）

日程第3 . 委員長報告、報告第3号 請願第1号 大字堤地区への火災時等緊急サイレン設備の設置について、これを議題といたします。

本件につきましては、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長（井上正宣君）

報告第3号

平成22年6月18日

請 願 審 査 報 告 書

総務厚生常任委員会

委員長 井上正宣

平成22年3月19日、第1回定例会において本委員会に付託された、請願第1号について、5月21日、本委員会を開催し審査した結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1. 件 名 請願第1号 大字堤地区への火災時等緊急サイレン設備の設置について
2. 審査結果 採択とする
3. 主な意見 庁舎屋上に設置されている既存のサイレンについては、吹鳴の調査を実施し大字堤地区への効果が認められなければ、補助事業を利用して大字堤地区にサイレンの新設をすること。

以上が請願審査の報告でございます。

議長（吉富 隆君）

ただいま7番井上正宣委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であり、委員長の報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することと決定されました。

日程第4 委員長報告 報告第4号

議長（吉富 隆君）

日程第4．委員長報告、報告第4号 佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会調査報告について、これを議題といたします。

本件については、調査特別委員会委員長の報告を求めます。

9番（岡 光廣君）

皆さんおはようございます。審査報告に入る前に一言議長の許可を得ておりますので、ちょっと報告したいことがありますので報告いたします。

実は、約1年になりますけれども、秘密会ということで、一応調査委員会を実施してまいりました。それで、この秘密会についてですけれども、議会の会議は、基本的には公開されるのが原則であるということで、法115条の1、議事公開の原則であるわけでありましてけれども、緑地等調査特別委員会は、途中で秘密会扱いとして進めてまいりました。

秘密会の決定に至った理由といたしまして、今回設置しました緑地等特別委員会は、広域的事業に絡んだ入札疑惑について、各関係町村の委員から伝えられました。上峰町が現在、管理事業の担当をしているわけでありまして、この入札疑惑の解明をして、説明責任を果たしていかなければならないということで、また、それと今回の案件が入札疑惑と上峰町に対して伝えられたのが、既に入札会が終わっていたということでありました。内容から見て、公開した場合の影響を考えると、他町及び住民の利害関係などを十分に考慮しなければならないと思い、慎重に検討いたしまして、秘密会として進めてまいりました。

以上が要するに秘密会を行ってきた主な理由であります。

それでは、

報告第4号

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会における調査特別委員会審査報告書

平成22年6月18日

平成21年9月16日の本会議において、佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会（以下「協議会」という。）における委託契約について動議が提出され、同日に佐賀東部緩衝緑地等維持管理調査特別委員会設置の件で全員協議会が開催されました。

協議の結果、調査特別委員会設置は、全議員10人を持って構成することに決定しました。

調査特別委員会設置の理由は、平成21年7月17日に開催された筑後川水系合同期成会総会の折、吉野ヶ里町の委員より「協議会の管理事業は、上峰町に任せていいよ。協議会負担金は、考えていかなければならない。上峰町のようなやりかたをするなら。」と入札妨害疑惑を言われた。

協議会の事務局は、上峰町が担当している関係上、管理事業入札妨害疑惑の説明責任を果たすために、今回の緑地等維持管理協議会調査特別委員会の設置となった。

協議会の事務処理について内部調査の段階で平成21年6月30日付けの会長及び事務局についての申し合わせ事項、一連の事務処理の流れ、経過資料を受けて調査に入りました。

（調査特別委員会審議結果）

調査特別委員会は、平成21年11月16日に第1回を行い、5回の開催を要し、下記審査報告書をまとめ上げた。

入札の問題は、参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の受け付け時点ですでに原因が発生しています。協議会の管理計画は、4月にスタートしなければならないのに起案が平成21年5月12日となっており、町長へ伺いを上げてても決裁がされず、事務処理は昨年同様で進められていたが、未決裁の文書をなぜ吉野ヶ里町へ送ったのかと町長からお叱りを受け、詫び状送付をさせて大幅に事務処理が遅れている。

平成21年6月22日香椎造園から申請書が提出された翌日に、町長決裁があり、事務スタートとなっている。提出された申請書は、受理するときに調査等をしなかったのが入札妨害疑惑を一層深めていく要因となっている。

今回の維持管理の入札会参加指名が、虚偽の公文書のまま、営業所の設置基準等の資格条件等を満たさずに推薦指名しているところに問題があります。行政はなんの措置もとらず入札会に参加させ、落札させ契約書まで交わしている。その後に変更届を提出させて受理している。虚偽の申請書と気づきながら提出されたものを行政は受理し、契約されている。これが有効であるかどうかは司法に委ねる以外はない。

協議会の入札妨害疑惑、資格要件を満たしていない香椎造園を調査している最中に指名審議委員会を開催せずに、町の一般指名競争入札（鎮西山管理事業）に町長の権限で入札参加をさせられています。

この入札会（鎮西山管理事業）が、終わってから営業所の所在地変更及び事務所の賃貸契約書を提出されています。

何故、町長は資格要件を満たしていない虚偽の公文書で申請された業者に対して、町長の権限で便宜を図ったような行為をされたか疑問です。香椎造園は、所在地に事務所のない申請書を町へ提出され、町は受け付けされている。基本的に行政のミスと思われま。なぜ受け付けされたのか疑問です。

協議会の維持管理計画は平成21年5月12日に起案され平成21年6月23日まで決裁されていない。これは、香椎造園から申請書の提出を待っていたと思われても仕方のない行為です。起案時点で町内の造園業者は、町内業者2社、町内に営業所を置く1社が登録されているのに、平成21年6月23日まで決裁されなかった行為は入札妨害疑惑の疑念を持ちます。事務処理については、協議会の申し合わせ事項があるにもかかわらず、町長の権限で決裁まで大幅に遅れたことは、事務処理の怠慢といえます。特定の業者に対して、便宜を図ったと疑いを持ちます。

申請書に記載してある住所に存在しない業者を指名されていることは、行政、協議会の機能が働いていないと見受けられますが、特定業者を指名、推薦するために急遽処置したとも推察できます。また、虚偽の公文書及び資格要件を満たしていない申請書を受理したことは大きな問題といえます。

虚偽の公文書と分かった後にも入札に参加させていることは、業者に対して事前調整をして入札に参加させている疑いもあります。協議会の入札及び鎮西山都市公園の入札を見て分かるように、入札会終了後に資格要件を満たすために変更届を提出されています。入札会の三日前に当時の担当課長、副課長の異動、職員の異動は町長の権限であるとはいえ、余りにも不自然と思えます。当時の担当課長は、内容を細部にわたって知っており、外への発表を避けるためにと推察されます。町長の推薦により指名したものが落札することは、指名競争入札といえないと判断します。基本的に指名審査委員会で審査して指名された業者が、町長の承認を受けて入札会に参加して落札されるのなら指名競争入札といえます。

今回の協議会の入札は町長単独で指名され、指名委員会で審議されていません。入札会の内容は、上峰区域と吉野ヶ里区域に割り振りされた区域を落札されています。推薦されれば落札が保証された状況下であり、指名競争入札とは言えないと判断します。こういう状況の中に町長は、指名推薦をされていることを思えば談合疑惑がもたれます。

今回協議会入札会及び鎮西山都市公園の入札会はずでに終わっていますが、町の入札は

参加資格審査等に関する規則に基づき、町の審査を受け、建設工事等の種類毎に行われています。

建設工事については、A、B、C及びDの4等級で行われています。

平成21年度の協議会入札は、設計金額（上峰区域）第1号工区3,087,000円、公園緑地工区624,750円、側溝補修等工事447,300円となっている。工事を指名競争入札に付するとき、町長は、設計価格に応じた等級に属する有資格者の中から指名しなければならないと規定されている。別表（第4条関係）5．造園工事は、「入札参加資格者」、設計価格600万円以上は（A等級）、200万円以上1,000万円未満は（B等級）、300万円未満は（C等級）と規定が設けられています。

このような状況を調査し、委員会で採決をしたところ、賛成多数で次のような結果となりました。

「町長の職権乱用及び入札妨害による官製談合の疑いがある。」

以上報告いたします。

議長（吉富 隆君）

ただいま報告第4号につきましては、委員会で決議を行っておりますので、質疑を省略いたします。これより報告第4号を採決いたします。

委員長の報告のとおりを決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立多数であります。よって、報告第4号は委員長の報告のとおり決定されました。

日程第5 討論・採決

議長（吉富 隆君）

日程第5．討論・採決。

議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町税条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第40号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第40号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 上峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第41号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 上峰町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第46号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。（傍聴席で発言する者あり）

傍聴者の方、静かにしてもらえんですか。

議案第47号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

議長（吉富 隆君）

日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りいたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

全員起立であります。よって、本件については委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第7 議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の継続調査の件について

議長（吉富 隆君）

日程第7 議会基本条例調査検討特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました申請書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

起立全員であります。よって、本件については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。これで本日の日程は全部終了をいたしました。

これをもちまして会議を閉じます。

平成22年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時8分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 吉富 隆

上峰町議会議員 井上正宣

上峰町議会議員 伊東盛雄